

本号で公布された条例のあらまし

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

一 趣旨

知事等の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対して賠償の責任を負う額の一部を免責するもの

二 内容

知事等が県に対して損害賠償責任を負う額は、地方自治法施行令に定める基準給与年額に、職の区分ごとに本条例で定める数を乗じて得た額を上限とする。

三 施行期日

令和二年四月一日